

# 建設企業協議会協議事項

〔 日時 令和8年4月21日(火)  
午前10時  
場所 第四委員会室 〕

- 所管事項の報告について
  - 1 所管事務等の変更について
  - 2 水路転落事故に伴う損害賠償請求訴訟について
  - 3 令和8年4月11日の強風等による八戸駅前東口広場の倒木について

## 所管事務等の変更について

### ○令和8年度機構改革の内容

駅西區画整理事業所の補償グループを再編し、計画換地グループに統合するもの。

令和7年度	令和8年度
都市整備部 駅西區画整理事業所 計画換地グループ 工事グループ 補償グループ	都市整備部 駅西區画整理事業所 計画換地グループ 工事グループ

## 水路転落事故に伴う損害賠償請求訴訟について

### 1、事件の表示

- (1) 事件番号 令和8年(ワ)第20号  
(2) 事件名 損害賠償請求事件  
(3) 当事者 原告：60代男性  
被告：八戸市

2、訴状受理日 令和8年3月27日

3、事故発生場所 八戸市大字長苗代字中坪地内

4、これまでの経過

令和5年 5月 7日	水路転落事故発生。(午後10時05分頃)
令和5年 6月29日	原告の勤務先(当時)より、事故再発防止のための 現地対応依頼あり。
令和5年 7月20日	現地立会。
令和5年 8月23日	現地に防犯灯2灯設置。
令和7年 9月12日	原告の代理人弁護士より、当市に損害賠償を求める 連絡書受理。
令和7年12月10日	市代理人弁護士委任。(市契約保険会社顧問弁護士)
令和7年12月25日	原告代理人へ回答書郵送。(原告の訴えを拒否)
令和8年 3月16日	原告訴訟提起。

### 5、市に損害賠償請求する理由

原告が水路に転落し負傷したのは、市道にガードレールや手すり等、人の転落を防ぐ設備が設置されていないことや、付近に照明がなく、夜間に誤って転落する恐れが大きい状態であったことが原因であり、本件事故の発生が道路における安全管理の瑕疵によるものとして、道路管理者である市に対し損害賠償請求したもの。

### 6、裁判日程

第1回口頭弁論(予定)

- ・日 時 令和8年5月27日(水)午後3時00分
- ・場 所 青森地方裁判所八戸支部

## 令和8年4月11日の強風等による八戸駅前東口広場の倒木について

### 1. 倒木発生状況

日時：令和8年4月11日（土）午前6時頃

場所：八戸駅前東口広場中央付近

状況：強風等の影響により高さ約8mのイチイの木が根元から縦半分に割れ、タクシープール側に倒れた。（午前5時26分に最大瞬間風速35.9m/sを観測）

### 2. 対応状況

午前8時半頃、造園業者立ち合いのもと職員が現地確認し、残る半分も倒木の恐れがあると判断。造園業者に切断を指示し、午前11時半頃、切断作業を完了した。

### 3. イチイの木の植樹の経緯

平成3年度の東口広場の整備にあたり、公益財団法人都市緑化機構等が主催する「緑のデザイン賞」にイチイの木をシンボルツリーとした植栽計画を応募し、建設大臣賞を受賞。同植栽計画に基づく広場整備に際し、平成4年3月に三戸町から移植したもの。

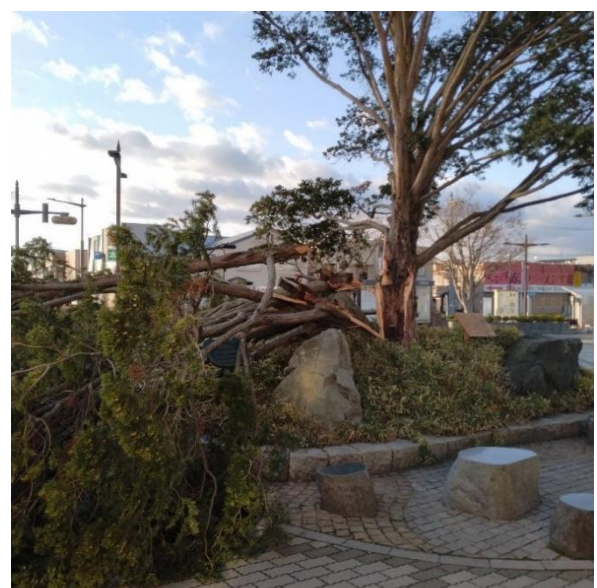
### 4. 今後の対応

東口広場については、令和5年3月に「八戸駅前東口広場整備基本計画」を策定し、令和9年度からの改修工事に向けて、現在、実施設計を進めている。

基本計画ではイチイの木を現在の位置のまま残す方針としていたが、今回の件を受け、広場内の機能配置について再検討することとしたい。



倒木発生箇所位置図



倒木発生状況（午前8時半頃）